

国土利用計画(案)意見対応表

No	頁	行	修正前	意見・修正案	対応
1	2	11~12	紅葉の名所である永源寺	紅葉の名所である <b>大本山</b> 永源寺	対応済み
2	2	16	「永源寺と奥永源寺の山村景観」が選定される等優れた自然	「永源寺と奥永源寺の山村景観」が <b>認定</b> される <b>など</b> 優れた自然	対応済み
3	5	8	地籍整備は遅れており、	<b>本県の地籍調査の進捗は、全国平均と比べて遅れており、</b>	対応済み
4	6	3~5 (追加)		<b>森林・林業は、戦後に植林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、市内の林業事業体において木材搬出用の作業道の整備や高性能林業機械の導入が進みつつある。</b>	対応済み
5	6	12	営農の継続が難しく	営農・ <b>営林</b> の継続が難しく	対応済み
6	7 ~ 10	-	(a)など	<b>aなどに修正する。</b>	対応済み
7	7	19~21	絶滅危惧種や希少種等の数は増加しており、外来種の侵入や特定の野生鳥獣の生息数の増加	絶滅危惧種や希少種等の <b>選定</b> 数は増加しており、 <b>人と自然との関わり</b> の希薄化や外来種の侵入、特定の野生鳥獣の生息数の増加	対応済み
8	9	17~18	一級河川である愛知川や日野川、蛇砂川などは <b>天井川</b> で、	一級河川である愛知川や <b>天井川</b> である日野川、蛇砂川などでは、	対応済み
9	9	18~19	河川整備などの治水による安全対策を進め	河川整備や <b>上流域の森林整備</b> などの治水・ <b>治山</b> による安全対策を進め	対応済み
10	11	14~18	重要な役割を果たす森林の <b>整備・保全を進める。</b>	重要な役割を果たす森林については、 <b>意欲と能力のある林業事業体に集約し、人工林の間伐等を実施し、市内で生産された木材を市内の住宅等で利用する地消地産の仕組みづくりを進めるとともに、平成27年9月に認定した鈴鹿10座を活用した観光振興を図るなど守りながら生かす好循環を創出する。</b>	対応済み
11	11	28~30	地籍整備による土地境界の明確化は、防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発・市土基盤整備の円滑化等に貢献することから、その計画的な実施を促進する。	地籍整備による土地境界の明確化は、防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発・市土基盤整備、 <b>木材資源の利用</b> の円滑化等に貢献することから、その計画的な実施を促進する。	対応済み
12	12	2~4	びわこ京阪奈線(仮称)鉄道構想の実現により、中部方面、近畿中心部方面との広域鉄道網のクロスポイントを形成、強化する。	びわこ京阪奈線(仮称)鉄道構想や <b>名神名阪連絡道</b> の実現により、中部方面、近畿中心部方面との広域 <b>交通網</b> のクロスポイントを形成、強化する。	対応済み
13	12	28~29	本市発祥の <b>木地師文化</b> を継承するため	本市発祥と <b>されている木地師文化</b> を継承するため	対応済み
14	12	31~34	全ての人にとって利便性の高い交通サービスを提供するという観点から、公共交通が果たす役割は <b>一層重要なものとなるため、公共交通機関をはじめとする低炭素型の交通手段を利用しやすい環境整備を目指す。</b>	全ての人にとって利便性の高い交通サービスを提供することが <b>求められている。このため、環境にやさしく誰もが利用可能な手段である公共交通機関をはじめとする低炭素型の交通手段を利用しやすい環境整備を目指す。</b>	対応済み
15	13	13	森・里・川・湖	<b>もりさとかわらみ</b> 森・里・川・湖	ルビを振る 対応済み
16	15	24~25	国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されるとともに	国の重要伝統的建造物群保存地区に <b>選定</b> されるとともに	対応済み
17	15	30~31	伝統的な農家が形成する	伝統的な農家 <b>住宅</b> が形成する	対応済み
18	16	3~4	このような地域に根差した <b>伝統建造物</b>	このような地域に根差した <b>伝統的な</b> 建造物	対応済み
19	17	31~32	耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え	耐震化、 <b>土地の嵩上げなどの耐水化</b> 等により安全性の向上を促進していくことに加え	対応済み
20	19	29~31 (追加)		<b>また、市内で最も過疎化・高齢化が進んでいる山村地域においては、個人での農地・林地の保全が困難であり、公的な関与による提供および保全を検討・推進する。</b>	対応済み

No	頁	行	修正前	意見・修正案	対応
21	22	17~22	多様な機能を有しているが、愛知川については、天井川であることや地下水位の低下、農業用ダムを設置など様々な要因による瀬切れの増加により琵琶湖からのアユの遡上やビワマスの降下が阻害され、また、土砂供給の減少により、アユやビワマス等の生息・産卵環境が悪化するなど生態系機能が低下した状態となっており、河川の生態系機能の復活に向けて対策を講ずる必要がある。	多様な機能を有している。愛知川については、 <b>農業用水の取水や地下浸透しやすい地質であること</b> など様々な要因による瀬切れが増加し、琵琶湖からのアユやビワマスの <b>遡上</b> が阻害されている。また、 <b>ダムにより上流からの土砂供給が遮断されたこと</b> により、 <b>魚類</b> の生息・産卵環境が悪化するなど生態系に <b>影響を及ぼして</b> おり、河川の生態系の復活に向けて対策を講ずる必要がある。	対応済み
22	22	26~28	なお、生物多様性に富み、自然環境、景観保全上重要な内湖等が減少していることから、伊庭内湖等の保全・再生を図る。	なお、国内最大の湖である琵琶湖は、京阪神の <b>重要な水源</b> であるとともに、 <b>水生生物の宝庫</b> であるが、生物多様性に富み、自然環境、景観保全上重要な内湖等が減少していることから、伊庭内湖等の保全・再生を図る。	対応済み(前段から移記)
23	31	表内	(修正)	(H表記を平成に修正)	対応済み
24	31	2~3	平成28年、平成28年欄、平成27年国勢調査結果	平成28年、平成28年欄、平成27年国勢調査結果	対応済み
25	36	2~4	農用地については、一定の規制措置を講じながら食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、本市の発展に繋がる開発については柔軟な対応を図る。	農用地については、一定の規制措置を講じながら食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、 <b>持続可能な農業経営のための人材を育成</b> するとともに、本市の発展に繋がる開発については柔軟な対応を図る。	対応済み
26	36	21~23	さらに、再造林や間伐等の森林の適切な整備及び保全や CLT(直交集成板)などの新たな木材製品の普及による木材需要の創出等を通じ、	さらに、再造林や間伐等の森林の適切な整備及び保全、 <b>市産材の有効活用、住宅等の木質化、地域での利活用</b> による木材需要の創出等を通じ、	対応済み
27	38	22	保水性に富んだ林齢の高い森林へ誘導するなど	<b>根や幹が太く発達するとともに下層植生が繁茂する</b> 森林へ誘導するなど	対応済み
28	巻末	-	(追加)	(参考資料の追加)	対応済み

国土利用計画(案)意見未対応表

No	頁	行	意見	対応	理由
1	12	2~9	アクセス部分の記述について、道路網の整備と土地利用について、インフラ整備だけでなくそれらが果たす役割や人の流れと関連付けてもう少し深く掘り下げてはどうか。	変更しない	本計画については、土地利用の基本的な方向性を定めるものであることから、本計画には反映しない。
2	19	7~11	すぐに顕在化してくる問題ではないが、限界集落の土地問題がある。そのような集落を鮮明化したり、集落の土地の限界を想定したりする必要があるのではないか。	変更しない	本計画については、土地利用の基本的な方向性を定めるものであることから、本計画には反映しない。
5	23	1~18	雇用・企業誘致について、住み続けてもらうための施策も入れてはどうか。	変更しない	本計画については、土地利用の基本的な方向性を定めるものであるため、個別具体的な施策については、対応する個別計画において記載し、本計画には反映しない。
6	23	1~18	道路について、企業誘致等から考えると主幹道路の整備では、企業用地へのアクセスを踏まえたものになれば、手を挙げる企業が増えるのではないか。	変更しない	本計画については、土地利用の基本的な方向性を定めるものであるため、個別具体的な施策については、対応する個別計画において記載し、本計画には反映しない。
7	31	-	利用区分別面積について、この表を更に5つの地域区分(「西部」「中部」「南部」「東部」「鈴鹿」)ごとにまとめることはできないか。	変更しない	地域区分については、その区域を明確に線引きしているわけではないことから地域区分ごとの集計は難しいため、本計画では地域区分ごとの取りまとめは行わない。
8	31	-	土地利用の促進を図るために、この計画に沿う土地利用の転換を図る所有者に対して、何らかの優遇措置を取ることはできないか。	変更しない	公共的な土地利用の場合であれば可能であるが、通常の土地利用の転換に対する優遇措置は難しい。
9	42	28~29	「所有者不明な土地等については、国の法整備等を注視しながら適切に対応する。」とありますが「適切」ではなく実行している具体策を記載すべきではないか。	変更しない	本計画については、土地利用の基本的な方向性を定めるものであるため、個別具体的な施策については、対応する個別計画において記載し、本計画には反映しない。
10	-	-	転換を図る農地等については、市街化区域の農地等からになることの断り書きのようなものを入れてはどうか。	変更しない	本計画については、土地利用の基本的な方向性を定めるものであるため、具体的にどのような転換を図るのかということについては記載しない。